

令和 7 年度第 1 回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 7 年 4 月 25 日（金）		開議の時刻		午前 10 時 45 分	
場 所		市総合会館 3 階 3 0 3 会議室		閉議の時刻		午前 11 時 45 分	
議 長		東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃	
	4	山下 正行	〃	1 0	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	1 1	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	欠 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	出 席		栗原 啓一	欠 席	
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	出 席	
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃	
	唐 子	小澤 謙一	欠 席		奥泉 隆	欠 席	
		戸井田 貞義	出 席		小峰 進	出 席	
		長谷部 高治	〃				
	議題等		・ 農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・ その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		横田 信行	出 席				
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 7 番 鹿田 明 委員 8 番 島田 安三 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字松山在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は現に管理耕作を手伝っている土地の贈与を受け、引き続き耕作するため、渡人は人手不足のおり経営を縮小したいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 松山地区・須長委員より、2 番の申請について、大字東平在住の申請人（受人）より、東京都杉並区在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 3 筆）を、受人は管理、耕作しやすい自宅の近接地であり自己消費の野菜を作りたいため、渡人は住居地が遠方であり管理できないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	3 番の申請について 藤野委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 大岡地区・高橋委員より、3 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、松葉町 2 丁目在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に相続財産清算人として管理する農地（畑 2 筆）を、受人は自己所有地や妻の実家に隣接しており、一体的な利用や機械等の借用に便利で効率的に耕作できるため、渡人は相続放棄された農地である為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 大岡地区・高橋委員より、4 番の申請について、大字大谷在住の申請人（受人）より、大字岡在住の申請人（渡人）が、大字大谷地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は自宅に隣接しており、自家消費の野菜を作るのに効率が良いため、渡人は手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、所沢市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可後の計画 変更申請承認 の件について	2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、東京都調布市在住の申請人（受人）より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）が、大字宮鼻地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 野本地区・関根委員より、3 番の申請について、鴻巣市在住の申請人（受人）より、松山町 1 丁目在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に成年後見人として管理する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について 1 番の申請について 事務局より、1 番の申請について、大字上唐子所在の申請人である法人より、令和 7 年 2 月 13 日付け東農振第 5 - 155 号にて、駐車場を目的として農地法 5 条許可を得ている大字上唐子地内の農地（畑 2 筆）について、当初の計画として出入り口が南側市道からの 1 箇所です駐車台数が 1 7 9 台だったのを、計画を変更し、出入り口を増やし北側国道からも出入りできるようにし、それに伴い駐車台数を 1 7 8 台にしたい旨の申請がなされた、との報告がなされ、計画の変更については事情やむを得ない旨の報告がなされた。 また、唐子地区の荒川委員より、申請地について、まだ工事に着手されていなく、農地として保全管理されている状態である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し
---	--

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件 議案第 5 号 特定農地貸付承認申請の件	た。 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について 杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 議案第 5 号 特定農地貸付承認申請の件について 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から京都府京都市に所在する法人より、大字上野本地内に所在する農地 (田 3 筆) について、特定農地貸付法に基づく市民農園を開設したい旨の承認申請がなされたとの説明があった。内容として事業者が地権者から農地を借受けて市民農園を開設するもので、特定農地貸付法の規程により、事業者・県農林公社・東松山市の三者間の「特定農地貸付協定」と、特定農地貸付けについての「特定農地貸付規程」を作成し、農業委員会に承認を求めるもの。農業委員会の承認を得られれば、地権者と農林公社、農林公社と事業者の間で賃貸借契約を結ぶことになる。市民農園は 1 区画あたり約 15 m²で、36 区画を開設する予定。申請地の西の方に飲食店があるが、この飲食店と連携しているので、駐車場やトイレ等はそこを利用する。承認の要件について、市民農園の設置の位置や規模、周辺農地の利用に支障がないこと、利用者の募集や選考の方法について等について、貸付規程の内容等から、特に問題はないと思われる、との説明がなされた。 野本地区・杉浦委員より、申請地について、農協の直売所がすぐ近くにあり交通量が多い道路に接しているが、駐車場は大丈夫なのか。近くの飲食店に駐車できるとのことだが、駐車台数は確保できるのか。路上駐車をされるとかなりの渋滞が予想される、との質問がなされた。 関根委員より、市民農園のすぐ近くにある飲食店は 10 時頃から客が入ってきて駐車場がいっぱいになるが、8 時から 9 時までの時間制限で使え、その間に農作業をするとの話を聞いたことがある、との説明がなされた。
--	---

報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に	市農政課より、事業者から駐車場の時間制限の話は聞いていないが、路上駐車はしないように指導する、との説明がなされた。 須長委員より、市民農園の利用者が農協の直売所の駐車場やトイレを使用することや路上駐車をすることで、農協の利用者との間で事故等の発生の不安がある旨の意見がなされた。 島田委員より、他の場所だが市民農園を利用しているため市民農園の実態をある程度承知しているが、利用者はだいたい2時間は作業をしている。8時から9時までの1時間の作業は現実的ではないと思う、想定しうるトラブルについて、その対策を貸付規程に設けるべきではないか、との意見がなされた。また、総会資料に「貸付規程」はあるが市・県農林公社・事業者の三者の「貸付協定」の添付がないので、添付すべきではないか、との意見がなされた。 松本委員より、申請地は付近に農協の直売所があるが、搬入は9時までとなっている。早朝は生産者が何百人と搬入に訪れるが、市民農園の前の道を利用している。市民農園の利用者は、道路に車を止めて道具を降ろしてから駐車場に車を移動させる人が多いのでは。その駐車場も、駐車場と指定されている飲食店よりも、近い場所にある直売所の駐車場を勝手に利用する懸念が大いにある。そのため、搬入者の障害となるおそれがある、との意見がなされた。 武川委員より、他市町村の市民農園だが、市民農園の利用者がミニバンや普通車で市民農園に来園し、それを路上駐車しているため農耕車両の通行ができない事態が生じている。駐車場については慎重に確認すべきだ、との意見がなされた。 戸井田委員より、市内の他の市民農園の駐車場の状況についての質問がなされた。 事務局より、以前整備された市民農園は市民農園整備促進法に基づくもので、今回の特定農地貸付法に基づくものと違い駐車場も設置されていたため、路上駐車の苦情はなかった旨の説明がなされた。また、農園利用方式のものについては、中には路上駐車をしている利用者もいるかもしれないが、苦情を受けたことはない旨の説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、駐車場のことなど生じうる問題と対策を明確にした上で再度審議することに決定した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第3条の3権利取得届出報告の件
--	---

